

第 \_\_\_\_\_ 号

## 在 学 証 明 書

生徒名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日生

上の者は、令和5年 月 1日現在、本校 \_\_\_\_\_課程 第 \_\_\_\_\_学年  
に在学していることを証明します。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日  
(令和5年 月 1日以降の日付のみ有効)

所在地 \_\_\_\_\_

学校名 \_\_\_\_\_

校長名 \_\_\_\_\_ 印

大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金の  
提出書類（在学証明書）について

大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金の申請に際し、次の条件①～③にあてはまる場合は、生徒の兄弟姉妹又は生徒本人の在学証明書の提出が必要です。

条件	必要な在学証明書
①生徒に、 <u>高等学校等に在学する23歳以上の兄弟姉妹</u> がいる場合	兄弟姉妹の在学証明書（基準日現在の在学を確認できるもの）
②生徒に、 <u>通信制の高等学校等に在学する15歳以上23歳未満の弟妹</u> がいる場合	
③生徒が、 <u>国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学しており、在籍校を介さずに申請を行う場合</u>	生徒本人の在学証明書（基準日現在の在学を確認できるもの）

- ・ 在学証明書は、原則、大阪府所定の様式（本紙裏面）を用いたもので、基準日以降に発行されたものに限ります。

※基準日現在の在学状況を確認できる場合に限り、学校所定の様式を用いた証明書でも結構です。

- ・ 基準日現在の在学状況を確認する必要があります。証明欄の年月日は基準日を記入してください。基準日現在の在学状況を確認できない場合は、在学証明書の再提出を求めますのでご注意ください。

※奨学のための給付金（家計急変世帯への支援）における 基準日 とは、以下のとおり定められるものです。

家計急変日（離職日等）が令和5年7月1日以前 ⇒ 基準日：令和5年7月1日

家計急変日（離職日等）が令和5年7月2日以降 ⇒ 基準日：家計急変日（離職日等）の翌月の1日

（月の1日に家計急変した場合は当月の1日）

- ・ 在学証明書の発行についてご心配がある方は、この紙を在学証明書等発行窓口の方へお渡しください。
- ・ 不明点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

<本件連絡先>

担 当：大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ  
TEL：06-6941-0351（代表） 内線：6913 又は 6914  
FAX：06-6946-1141